

こども[★]誰[★]でも



通園制度

令和 8 年 4 月からこども誰でも通園制度が始まります

こども誰でも通園制度とは？

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、
全ての子育て家庭に対して、保護者の働き方などにかかわらず、支援をするために創
設された新しい通園制度です。

対象者

- ・和泉市に住民票がある人
- ・保育所等に通っていない0歳6ヶ月～2歳が
対象(3歳の誕生日の前々日まで利用できます)

利用方法

- ・月 10 時間の枠内で時間単位で柔軟に利用可能



こども誰でも通園制度を利用すると……

こどもにとって

- ・家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会
が得られます
- ・こどもに対する専門的な知識や技術を持つ人がいる場での経験を通じて、ものや
人への興味や関心が広がり、成長していくことができます
- ・年齢の近いこどもと関わって、社会的な成長発達につながる経験ができます



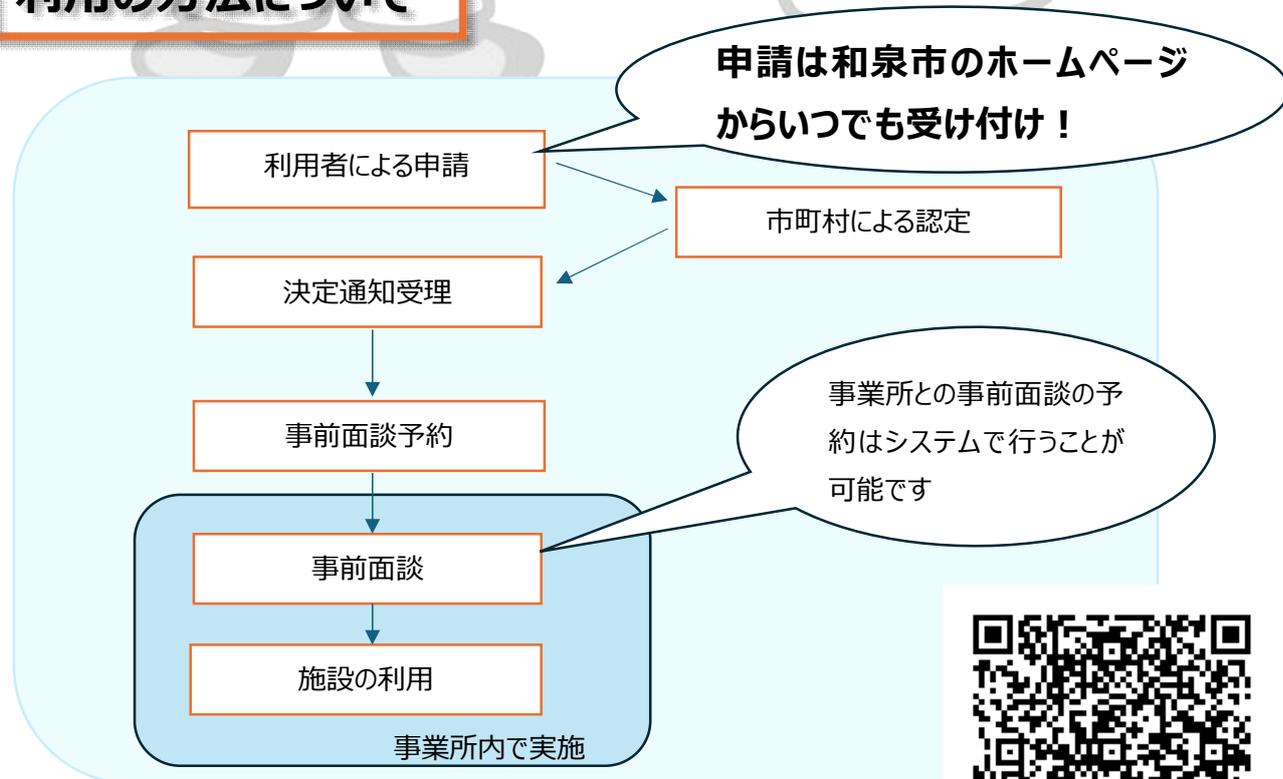
保護者にとって

- ・地域の様々な子育て支援等につながる契機となり、様々な情報や人とのつながりが広がります
- ・専門的な知識や技術を持つ人と関わることにより、ほっとできたり、**孤立感、不安感等の解消などの育児に関する負担感の軽減**につながります

一時預かりとの違い

一時預かり事業が、「保護者の必要性」に対応するものであるのに対して、こども誰でも通園制度は、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて、こどもが成長していくように、こどもの育ちを応援することが主な目的です

利用の方法について



制度の詳細や利用できる施設については、和泉市のホームページをご確認ください。

問い合わせ：和泉市

